## 平成27年度収入支出決算のお知らせ

平成 28 年 7 月 22 日に開催された第 113 回組合会において、兵庫県建築健康保険組合の平成 27 年度収入支出決算が承認されましたので、お知らせします。

はじめに、健康保険組合を取り巻く情勢は、次のとおりです。

平成27年度の経済動向は、政府の経済成長戦略の効果により、緩やかな回復基調が続いていますが、新興国経済の減速の影響や国内消費が伸びないこと等から、景気は足踏み状態です。

当健康保険組合の設立母体である建設産業は、社会資本・インフラの整備に加え、雇用面での下支えを行う重要な役割を果たしており、地域経済の発展に寄与しています。加えて、自然災害等の復旧・復興時においては、インフラの復旧、再構築など多大な貢献を行っています。

中長期に建設産業を取り巻く環境をみた場合、長年に亘る景気の低迷、過当競争の激化や低価格受注による利益率の低下を受けて危機的な状況に陥り、雇用・労働環境の悪化、高齢化の進展、若年入職者の減少、建設生産システムを支える技術・技能の継承など、構造的な課題を抱えています。

これらの課題を解決するために、「公共工事品質確保法」、「建設業法」及び「公共工事入札契約 適正化法」等が改正され(平成26年6月4日公布)、公布日以降順次施行されることになったこ とから、公共投資の着実な推進、建設産業の担い手の確保等に大きな期待が寄せられています。

政治面においては、平成27年5月27日に、医療保険制度改革関連法が成立しましたが、高齢者医療制度の負担構造改革には踏み込まれておらず、国民健康保険の財政支援・財政基盤が強化され、健康保険組合には更なる財政負担が強いられました。

健康保険組合を取り巻く状況は、人口の高齢化や医療の高度化による医療費の増大に加え、高齢者医療制度への納付金が財政の重荷となっています。全国の健康保険組合(1,399組合)における保険料収入に対する高齢者医療制度への納付金の割合は、平成28年度予算の平均で42.78%、同割合が50%以上の組合は254組合(全健康保険組合の18.16%)にも上り、団塊の世代の高齢化に伴う高齢者医療費の増大や後期高齢者支援金の総報酬割部分が拡大されることによる一層の納付金増大が懸念されています。過重な負担と年度毎に増加する納付金が健康保険組合の健全な運営を阻害し、危機的な状況を招いています。

安倍首相は、平成 27 年 10 月に第 3 次安倍改造内閣を発足させましたが、今回の内閣を「未来へ挑戦する内閣」と位置づけ、「強い経済」「子育て支援」「社会保障」を新たな 3 本の矢として重点的に取り組むと表明されました。社会保障制度の根幹をなす国民皆保険を将来につないでいくためには、高齢者医療費の負担構造改革を実現させなければなりません。なかでも、前期高齢者

医療へ公費を投入し、現役世代の過重な負担を解消する必要があります。

次に、平成27年度決算結果を踏まえて、次のとおり総括するものです。

1 平成27年度決算(一般勘定分)は、前年度の保険料率(一般保険料率+調整保険料率)100% を維持し、健康保険収入のほか、健康保険組合連合会から財政調整事業交付金として、高額医療交付金43,254千円を受けたこと等により収入を確保して、事務費、保険給付費、納付金及び保健事業費等が支出され、収入支出差引額は49,027千円の黒字、経常収入支出差引額は9,419千円の赤字で、法定給付費等に要する保険料率は95.44%、実質保険料率は99.52%であり、準備金保有率は146.07%を示しています。

被保険者数の減少傾向は続いていますが、減少傾向にあった平均標準報酬月額及び標準賞与額(年間合計・被保険者1人当たりの額)については、平成25年度から増加傾向となっています。

今後、引き続いて、次のとおり、収入・支出の適正化を図るなどして、財政の健全化に向けて、一層努力する必要があります。

- 一層取り組むべき収入の適正化対策
  - (1) 標準報酬の適正化
  - (2) 滞納保険料等の整理
- 一層取り組むべき支出の適正化対策
  - (1) 運営コストの適正化
    - 運営コストのチェック
  - (2) 被扶養者認定・資格管理の適正化
    - ・ 被扶養者資格の再確認の徹底
  - (3) 現金給付の適正化
    - ・ 傷病手当金の適正支給(診療報酬明細書等関係資料との照合確認等)
    - 柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
  - (4) 医療給付の適正化
    - 疾病分析(医療費分析)に基づく医療費適正化対策(特に前期高齢者医療費適正 化対策)の検討・実施
    - ・ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進
    - 診療報酬明細書等の事後点検の徹底
    - ・ 「医療費のお知らせ」の全件実施
    - ・ 医療機関における適正受診に係る普及啓発
- 事業所編入の促進

- 2 平成 27 年度決算(介護勘定分)は、前年度の介護保険料率 17.2%を維持し、介護保険収入 244,342 千円により収入を確保して、介護納付金 227,952 千円、介護保険料還付金 12 千円が支出され、収入支出差引額は 16,378 千円の黒字で、準備金保有率は 174.41%を示しています。
- 3 保健事業について、限られた財源の中で、被保険者及び被扶養者の健康の維持・増進を図る ため、一層創意工夫して取り組む必要があります。

なお、健診実施後の保健指導等のフォローアップについて、事業主と連携を密接にして取り 組む必要があります。

4 40 歳以上 75 歳未満の被保険者・被扶養者を対象として、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、平成 20 年 4 月から健康保険組合等に義務化され、8 年が経過しました。

特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させるために、取組を強化する必要があります。

5 厚生労働省は、平成26年3月31日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定しました。この指針の内容に沿って、健康保険組合は保健事業を実施していくことになりますが、改定内容の柱となるのが「データへルス」であり、計画の策定と事業の実施にあたっては、PDCAサイクルによる事業展開が求められています。

平成 26 年度中に「データヘルス計画」を策定し、この計画に基づいた保健事業を平成 27 年度から実施していますが、着実に実施する必要があります。

6 当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法第28条第1項の規定に基づく 指定健康保険組合として指定を受けました。平成25年度から、厚生労働大臣の承認を得た健全 化計画に基づき事業運営を行っており、平成27年度は最終年度になります。

平成27年度決算状況及び健全化計画実施状況について、近畿厚生局長を経由して厚生労働大臣に報告をする必要があります。

7 当健康保険組合は、個人情報を適切に取り扱うために、毎月、個人情報保護管理委員会を開催しています。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入に伴い、健康保険組合は、適用、保険給付及 び保険料等の徴収関係事務などでマイナンバーを取り扱うことになりますので、その取扱いが 個人のプライバシー等権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、マイナンバーの漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、それによって個人情報保護に取り組む必要があります。

## 平成27年度 収入支出決算概要表

## 一般勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支 出 科 目	決算額(千円)	1人当り額(円)
健康保険収入	2,004,994	504,655	事務費	61,304	15,430
調整保険料収入	17,584	4,426	保険給付費	1,232,154	310,132
繰越金	0	0	納付金	697,902	175,661
繰入金	5,741	1,445	保健事業費	34,334	8,642
国庫補助金収入	969	244	還付金	89	22
財政調整事業交付金	43,254	10,887	財政調整事業拠出金	17,558	4,419
•組合財政支援交付金	0	0	連合会費	1,779	448
•高額医療交付金	43,254	10,887	積立金	1,104	278
雑収入	26,491	6,668	その他	3,782	952
収入合計	2,099,033	528,324	支 出 合 計	2,050,006	515,984
経常収入合計	2,019,381	508,276	経常支出合計	2,028,800	510,647

収支差引額	49,027
経常収支差引額	▲9,419

準 備 金	402,265
準備金保有率(%)	146.07

32,529

事業所数 178所 被保険者数 3,973人 平均標準報酬月額 360,740円 総標準賞与額(年間1人当り) 771,947円

## 介護勘定

収入科目	決算額(千円)	1人当り額(円)	支 出 科 目	決算額(千円)	1人当り額(円)
介護保険収入	244,342	96,387	介護納付金	227,952	89,922
繰越金	0	0	介護保険料還付金	12	5
繰入金	0	0	雑支出	0	0
雑収入	0	0			
収入合計	244,342	96,387	支 出 合 計	227,964	89,927

収支差引額	16,378		準	備	金	
-------	--------	--	---	---	---	--